

学校給食費未納対策実施状況について

1 趣旨

保護者間の負担の公平性を図るとともに、学校給食を安定的に提供するため、学校給食費を長期間支払わない未納者に対して督促・徴収を強化し、最終的には法的措置を含めた未納対策を実施する。

2 具体的な対応

(1) 就学援助費支給世帯

就学援助費には給食費が全額含まれていることから、「給食費及び修学旅行費等の受領及び執行についての一切の権限を校長に委任する」方式に改めることで納入を求めていく。ただし、過年度未納分については、学校と市教委による面談を行う。それでも応じない場合は最終督促を行い、それでも応じない場合は法的措置の手続きを進める。

(2) その他の世帯

学校給食費の滞納者で、継続的な督促にも全く応じない保護者に対しては、学校と市教委による面談を行う。それでも応じない場合は最終督促を行い、それでも応じない場合は法的措置の手続きを進める。

3 実施方法

学校給食費未納対策は、保護者と継続的に連絡・面談を実施し、家庭の状況やこれまでの納入状況を把握している学校との連携・協力が不可欠であることから、給食費を含めた学校預り金全般について納入を求めるものとして実施している。

具体的な事務処理については、別紙「支払督促を導入した後の未納対策の流れ」のとおり。

4 現在の進捗状況

学校と教育委員会で対象 20 世帯と面談を実施した結果、対象となる全ての保護者から、返済計画を記載した納入誓約書を提出いただいた。残り 2 世帯についても、現在面談に向けた調整を行っている。

(単位：円)

該当世帯数	児童生徒数	過年度未納給食費	面談実施後の給食費納入額
22	42	1,748,046	400,450